

阪南市大規模小売店舗立地法手続要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に基づく大規模小売店舗の新設、変更等の事務を円滑に運用することを目的に必要な事項を定める。

（適用）

第2条 大規模小売店舗の新設、変更等の届出については、法、施行令及び規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において使用する用語は、法、施行令及び規則において使用する用語の例による。

（事前協議等）

第4条 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者（以下「設置者」という。）は、法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする場合は、あらかじめ大規模小売店舗出店計画概要書又は大規模小売店舗変更計画概要書を要綱様式1を用いて市長に4部提出し、計画内容について協議を行うものとする。

2 阪南市は大阪府等の関係する行政機関に相談を行うよう努めるものとする。

（届出）

第5条 設置者は、前条に掲げる届出にあたっては、法第4条の規定により経済産業大臣が定める「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」で定められた事項を踏まえるものとともに、前

条の計画内容についての協議を反映することに努めるものとする。

- 2 前項の規定による届出の様式については、規則で定めるもののほか別に定める。

(提出先等)

第6条 届出書の提出先は、企画課とし、提出部数は、別表のとおりとする。ただし、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地（以下「出店地」という。）の敷地境界から1kmの範囲内に、阪南市以外の府内の市町村又は大阪府以外の府県が含まれる場合は、該当する市町村又は府県の数ごとに副本を1部追加するものとする。

(届出事項の概要等の公告)

第7条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び法第6条第6項の規定による公告は、阪南市公告式条例第2条第2項によるところにより行うものとする。

(届出書等の縦覧)

第8条 法第5条第3項の規定による縦覧は、企画課において行うものとする。

- 2 前項の規定による縦覧は、法に定めのある期間のほか、届出に係る本要綱による手続が完了するまでの間、縦覧に供する。

(軽微な変更)

第9条 法第6条第4項ただし書の軽微な変更として法第6条第2項の規定による届出を行おうとする者は、あらかじめ軽微変更適用承認申請書を要綱様式2を用いて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容が省令第8条に該当し、軽微な変更に該当すると認めるときは、その旨を書面により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(説明会の開催等)

第10条 法第7条第1項の規定による説明会を開催する者（以下「説

明会開催者」という。)は、説明会に参加する者の利便性を考慮して、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日または、それ以外の日の夜間に、相当な人数を収容できる施設において、説明会を開催するものとする。

2 説明会開催者は、説明会の開催を計画したときには説明会の開催の日の14日前までに、要綱様式3による説明会開催計画書を企画課に届出するものとし、法第7条1項及び2項に基づき説明会を開催するものとする。

3 法第7条第2項の規定による公告は、店舗の敷地内の見やすい場所に、要綱様式4による表示を掲げるとともに、店舗の敷地境界から、原則として1kmの範囲の地域を対象として、時事に関する事項を掲載するその地域の主要な日刊新聞紙(以下「主要な日刊新聞紙」という。)へのチラシの折り込みによるか、主要な日刊新聞紙への掲載又は阪南市が適切と認める方法により行うものとする。

4 説明会開催者は、説明会の開催後7日以内に、要綱様式5による説明会実施状況報告書を企画課に提出するものとする。

(説明会を掲示により行う場合)

第11条 法第6条第2項又は法附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出が、規則第11条第2項の規定に該当すると阪南市が認めた場合は、その旨を当該届出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2 規則第11条第2項の規定による掲示は、要綱様式6によるものとし、公告の日から4月間、店舗敷地内の見やすい場所において行うものとする。

(説明会を開催することができない場合)

第12条 説明会開催者は、説明会を開催することができない場合であって、規則第13条第1項に規定する事由に該当すると阪南市が認めた場合は、要綱様式7による経過報告書を企画課に提出するものとする。

る。

（意見書の提出）

第 1 3 条 法第 8 条 2 項の規定により意見を述べようとする者は、当該意見その他必要事項を記載した書面を要綱様式 8 を用いて、持参及び郵送により提出するものとする。

（意見書の公告及び縦覧）

第 1 4 条 法 8 条 2 項の規定により述べられた意見のうち、個人情報の保護又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について公告及び縦覧を行わないものとすることができる。

2 法第 8 条第 2 項の規定による公告は、第 7 条の規定を準用する。

3 法第 8 条第 2 項の規定による縦覧は、第 8 条の規定を準用する。

4 第 1 項の意見書は、縦覧開始日を定めた上で 1 月間縦覧に供するものとする。

（市の意見）

第 1 5 条 法第 8 条第 4 項の規定による意見を有しない旨の通知は、書面により行うものとする。

2 法第 8 条第 6 項の規定による公告は、第 7 条の規定を準用する。

3 法第 8 条第 6 項の規定による縦覧は、第 8 条の規定を準用する。

4 第 1 項の通知書は、縦覧開始日を定めた上で 1 月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第 8 条の規定を準用するものとする。

（変更しない旨の通知）

第 1 6 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 2 項又は法附則第 5 条第 1 項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、法第 8 条第 4 項の規定により阪南市が意見を述べた場合であって、届出事項を変更しない場合は、要綱様式 9 による変更しない旨の通知書を企画課に提出するものとする。

2 前項の通知書は、縦覧開始日を定めた上で 4 月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第 8 条の規定を準用する。

(市の勧告)

第 17 条 法第 9 条第 1 項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

2 法第 9 条第 3 項の規定による公告は、第 7 条の規定を準用する。

3 第 1 項の勧告書は、公告の日から 1 月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第 8 条の規定を準用するものとする。

(勧告しない旨の通知)

第 18 条 法第 8 条第 4 項の規定により意見を述べた場合であつて、法第 9 条第 1 項の規定による勧告を行わない場合は、勧告しない旨の通知を書面により行うものとする。

2 前項の通知書は、縦覧開始日を定めた上で 1 月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第 8 条の規定を準用する。

(公表)

第 19 条 法第 9 条第 7 項の規定による公表は、阪南市公告式条例第 2 条第 2 項の規定示その他の適切と認める方法により行うものとする。

2 公表を行った場合は、その旨を届出者に対し、書面により通知するものとする。

(報告の徴収)

第 20 条 法第 14 条の規定により報告を求められた者は、要綱様式 10 による報告書を企画課に提出するものとする。

(取下げの申出等)

第 21 条 設置者が、届出書を取り下げる場合は、理由を記載した書面を企画課に提出するものとする。

2 前項の場合において、当該届出が第 5 条の規定により公告され、当該届出書等が縦覧に供されている場合は、中止の申出があった旨を公告するものとし、公告については、第 5 条の規定を準用する。

3 前項の場合は、取下げの申出の日をもって縦覧を中止するものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

関係条項	提出部数
法第 5 条第 1 項	13 部（正本 1 部、副本 12 部）
法第 6 条第 1 項	5 部（正本 1 部、副本 4 部）
法第 6 条第 2 項	13 部（正本 1 部、副本 12 部）
法第 6 条第 5 項	2 部（正本 1 部、副本 1 部）
法第 8 条第 7 項	13 部（正本 1 部、副本 12 部）
法第 9 条第 4 項	13 部（正本 1 部、副本 12 部）
法第 11 条第 3 項	2 部（正本 1 部、副本 1 部）
法附則第 5 条第 1 項	13 部（正本 1 部、副本 12 部）